

山口市景観形成基本方針

[概要版]

平成24年3月
山口市

Yamaguchi Landscape

お問
合せ
先

山口市 都市整備部 都市計画課
〒753-8650 山口市亀山町2番1号
TEL 083-934-2831 / FAX 083-934-2654
E-mail toshi@city.yamaguchi.lg.jp

山口市の景観

県下で最も広い行政区域を有する本市は、北は中国山地の山間部から南は瀬戸内海まで変化に富んだ地形が広がり、多様な景観を見ることができます。

また、本市には瀬戸内海から盆地、山間地を結ぶ主要な幹線道路や鉄道が通っており、広域的な移動に伴い、多様に変わる景観を目にすることができます。

徳地



自然の中を走る SL

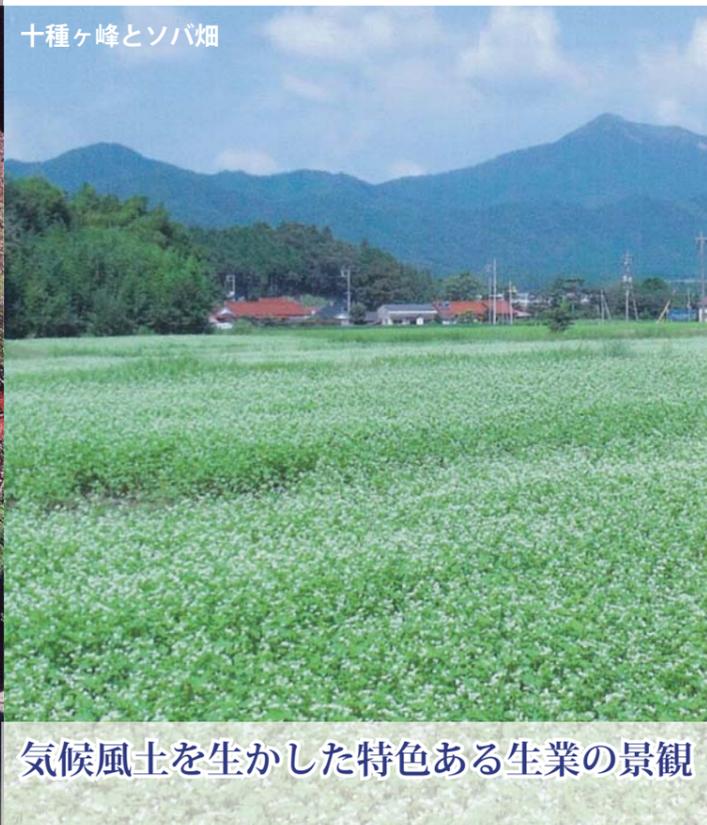
阿武川沿いの田園と山なみ

阿武川と田園、山なみからなる景観

四季折々に変化する貴重な自然景観



秋の長門峡



十種ヶ峰とソバ畑

気候風土を生かした特色ある生業の景観



豊かな森からなる自然景観

大原湖と森



佐波川流域や仁保川沿い

仁保

白石山からの眺望



石垣の棚田



佐波川沿いの眺め

山間の川と農地・集落からなる景観

多くの人でにぎわう市街地

市街地

山口盆地から小郡・阿知須



榎野川沿いの眺め

榎野川沿いに広がる市街地

青垣の山なみと市街地からなる盆地の景観

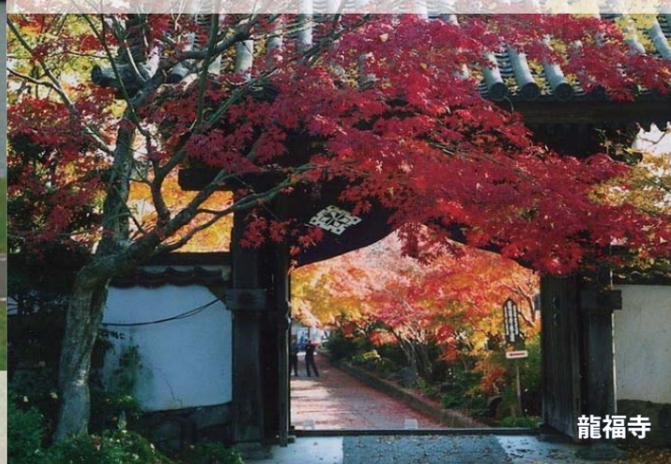


鴻ノ峰からの眺望



銀杏並木 (山口駅通り)

歴史的な道すじと古いまちなみ



龍福寺



広がりのある美しい農地と集落

朝日山からの眺望

瀬戸内海と榎野川の美しい水辺の景観



榎野川にかかる周防大橋



井関川に残る石灯籠

港とまち

多くの寺社と霊場巡礼文化



正八幡宮

榎野川河口から瀬戸内海沿い

背景

私たちの生活環境は、少子・高齢化の進展など社会状況の変化により大きく変わろうとしています。これまでの都市の急速な発展に対応した効率性や機能性を重視したまちづくりから、地域の特性を生かした魅力あるまちづくりへと変わる転換期をむかえています。こうした中、国は、歴史や文化、風土などの地域の特性を重視し、美しい国づくりに向け、平成16年6月、景観に関する基本法として「景観法」を制定しました。

本市では、昭和63年に「山口市都市景観条例」を制定し、平成7年に一の坂川周辺地区に「都市景観形成地区」の指定を行うなど、優れた都市景観の保全と創造に努めてきました。

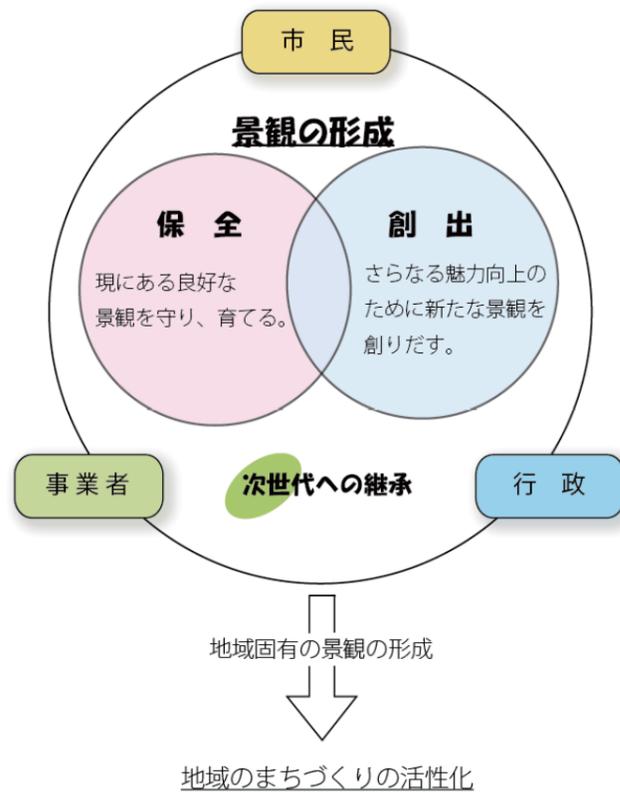
景観法の施行を受け、平成18年5月に「景観行政団体」となり、県下で最も広い面積を有する県庁所在都市として、これまで以上に良好な景観の形成に向けた取り組みを進めていくことが求められています。

景観形成の必要性

本市では、北部に広がる山なみや川、南部における田園風景や海などの豊かな自然のみならず、大内文化に代表される歴史や文化が薫るまちなみ、さらにはパークロードや維新百年記念公園などの県庁所在都市にふさわしい風格ある都市施設など、市内外に誇れる良好な景観が多く見られます。

これらの景観は地域の自然や歴史、文化と人々の生活や社会情勢が調和することで形成されており、現在および将来にわたる市民共有の資産であることから、現在ある景観を保全するとともに、新たな景観の創出に積極的に取り組むことで次世代への継承を図り、地域固有の景観を生かしたまちづくりを進める必要があります。

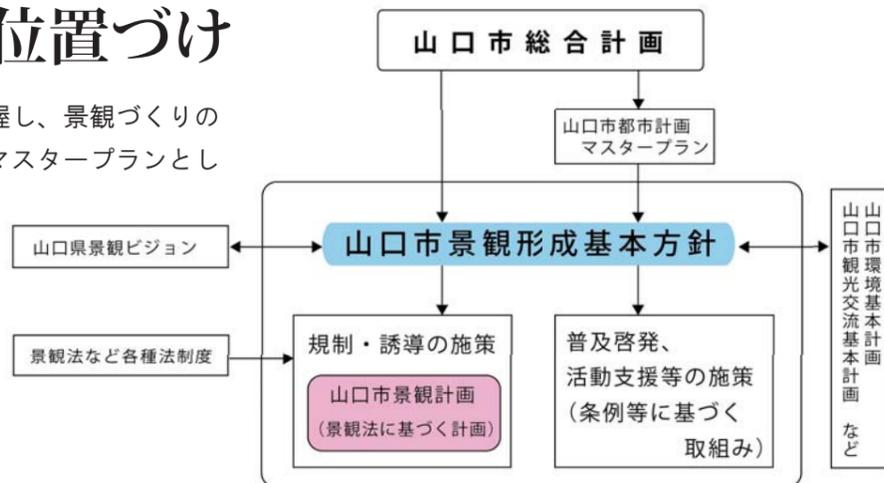
また、このような景観形成（保全・創出）は一人の力でなし得るものではなく、人々の生活の営みが時を重ねて育むものであることから、市民や事業者、行政が力を合わせて取り組んでいくことが必要です。



策定の目的と位置づけ

本方針は、本市の景観特性を把握し、景観づくりの基本的な方向性を示す景観形成のマスタープランとしての役割を担うものです。

また、景観形成における市民や事業者、行政の役割を明確にし、良好な景観形成に向けた取り組みの検討を行い、その手がかり等を示すことによって、地域固有の景観形成に取り組み、地域のまちづくりの活性化を図ることを策定の目的とします。



施策の体系

景観形成の目標

ひと、まち、歴史と自然が輝く
地域の特性を大切にした景観を育みます

景観形成の基本理念

地域の魅力の調和が山口市全体の魅力へ
市民一人ひとりが景観づくりの担い手

景観形成の基本方針

I 地域の特性を大切にする人を育てる

- ◆ 景観形成に対する意識啓発
- ◆ 景観教育と担い手の育成
- ◆ 景観まちづくり活動の支援
- ◆ 分野を横断した総合力による取り組み

II 自然と共に生きる暮らしを育む

- ◆ 恵み多い豊かな自然環境の保全・活用
- ◆ 変わらない美しさのある農山漁村の風景の継承
- ◆ 水と緑の潤いを身近に感じられる景観形成

III 潤いと豊かさを感じられるまちなみを育む

- ◆ 調和とまとまりのあるまちなみの形成
- ◆ 住み続けたいくなる快適な住環境の保全・形成
- ◆ 広域的なシークエンス景観の保全・形成

IV 歴史と文化の薫るまちなみをつくる

- ◆ 歴史的なまちなみの保全・形成
- ◆ 地域の文化や特色を生かしたまちづくりの展開

V 広域的な交流拠点となる市街地を創出する

- ◆ 文化と交流の市街地の創出
- ◆ にぎわいのある交わり空間の創出

景観形成の推進

■ 景観形成の役割

- 市民の役割
- 事業者の役割
- 市の役割

■ 推進方策

- 市民・事業者との協働を支える仕組みづくり
- 総合的かつ計画的な景観施策の推進に向けて

■ 景観形成の目標と基本理念

(1) 目標

ひと、まち、歴史と自然が輝く
地域の特性を大切にした景観を育みます

景観は地域特性の表れとして、人々の生活とともに育まれてきたものであり、そこで生活する人や訪れる人の心を豊かにする、かけがえのない財産です。

景観形成にあたっては、これまで育まれてきた地域の独自性を損うことのないよう、地域の特徴的な魅力となっている「ひと、まち、歴史と自然が輝き続ける、地域の特性を大切にした景観」を育み、次の世代の人々へと継承していくことを目標とします。

(2) 基本理念

地域の魅力の調和が
山口市全体の魅力へ

それぞれの地域の景観が市全体として調和し、互いの魅力を高めることにより、山口市全体としての景観がより魅力あるものに育まれ、まちの魅力の向上につながっていきます。

市民一人ひとりが
景観づくりの担い手

市民の誰もが景観づくりの担い手です。市民一人ひとりが身近な景観に気付くとともに、地域の特性と景観イメージを共通認識し、市民・事業者・行政の協働で景観づくりに取り組むことが最も重要です。

■ 基本方針の考え方

I
地域の特性を大切に
する人を育てる

地域の特性を最も理解し、魅力ある景観形成の担い手となるのは「ひと」。景観まちづくりを進めるにはまず、景観形成に資する「ひと」を育てることが重要。

II
自然と共に生きる
暮らしを育む

市内の大部分は森林や農地、河川や海等の「自然」。その恵みを楽しみ、生かしながら「自然」と共に生きる暮らしが、自然を保全し、農山漁村による変わらない美しいふるさとの景観を育む。

III
潤いと豊かさを感じられる
まちなみを育む

山から海まで豊かな「自然」に抱かれる中で、発展してきた「まち」。誰もが住み続けたいと思えるよう、水や緑に象徴される「自然」との調和を柱に、潤いと豊かさを感じられる景観を育む。

IV
歴史と文化の薫る
まちなみをつくる

「まち」には先人たちから脈々と積み重ねられてきた「歴史や文化」があり、これらは景観を通して、まちの魅力や個性として市内外の多くの人に親しまれている。魅力ある「まち」づくりに向けて、地域固有の「歴史や文化」の保全・継承を柱に、地域固有の魅力あるまちなみをつくる。

V
広域的な交流拠点となる
市街地を創出する

社会経済の中心的な拠点である「山口」と「小郡」の2つの特色の異なる市街地。これら2つの市街地は、多くの人が集いにぎわう都市の核として、本市全体の魅力の向上を牽引することを意識した景観を創出する。

■ 景観形成の基本方針

I 地域の特性を大切に する人を育てる

山間地から海岸部までの各地域で見られる特色ある景観は、それ自体がはじめから地域の個性ある景観となっているのではなく、その景観を見て“地域らしさ”を感じるひとがいて、はじめて成り立つものです。つまり、地域らしさを感じる景観とは、それぞれの地域の姿を「景観として見る」ことで現れてくる地域固有の価値です。

“地域らしさ”を醸し出している景観イメージを共有し、それらを大切に想い、市民・事業者等と行政の一人ひとりが意識的に行動すること、また、それらを支える仕組みを構築することにより、地域の特性を大切に
するひとを育て、地域ごとの魅力ある景観形成を図ります。

景観形成に対する意識啓発

まちの景観とは、まちの姿や暮らしの在り様を「まちの景観」として見ることで現れてくるものであることから、まずは、「自分たちの住むまち」について関心を持つことが必要です。「自分たちの住むまちの環境」の魅力の要素は何か、それをどのように守り、育て、生かすために、どのようなことに取り組むことが必要かなどについて考える機会を提供し、市民一人ひとりの景観形成への意識向上につなげます。

景観教育と担い手の育成

良好な景観形成には、市民や事業者、行政職員などの担い手の存在が不可欠であるため、子どものころから「景観としてまちの見方」を学ぶ機会や、美しい景観や地域の魅力や文化に接する機会を提供することにより、景観を大切に
する心の育成に努めます。

景観まちづくり活動の支援

山口市内では、歴史的なまちなみの保全・形成に向けた市民の取り組みや、魅力と活力ある農村づくりの取り組みなど、景観形成につながるまちづくり活動が各地で展開されています。このような市民主体のまちづくり活動の支援を図り、官民協働による景観形成に取り組めます。



分野を横断した総合力による取り組み

景観は、多様な要素から構成されていることが多く、多様な分野が複合的に影響しあうことにより捉えられるものであることから、土木・建築、農林水産、環境、歴史・文化、教育や観光など、多分野を横断した総合的な景観形成の取り組みや景観形成のためのシステムづくりに努めます。

II

自然と共に生きる暮らしを育む

阿東地域や徳地地域、仁保地区は、中国山地の緑豊かな自然環境と共に生きる暮らしが育まれており、一方、南部の秋穂地域等では、穏やかな瀬戸内海の美しい自然と共にある暮らしが育まれています。

人々に恵みをもたらす豊かな自然環境を適切に保全するとともに、第一次産業の生産活動の場である農山漁村集落の活力維持および持続的な生産活動の環境整備を進め、自然と共に生きる暮らしを背景とした自然・田園景観の保全を図ります。

恵み多い豊かな自然環境の保全・活用

中国山地の豊かな自然環境は貴重な景観資源であるとともに、多様な生き物の生息環境となっています。これらの貴重な自然を適切に保全するとともに、名勝長門峡と大原湖一帯にわたる長門峡県立自然公園を中心に、豊かな森の環境を生かした森林セラピーやレクリエーションの場づくりを進め、市内外の多くの人々に親しまれる自然を生かした交流の場としての活用を図ります。

また、瀬戸内海の美しい海辺や自然海岸、榎野川河口に広がる干潟など、貴重な水辺の自然環境の保全を図るとともに、風光明媚な眺望景観を楽しむことのできる視点場や海辺のレクリエーションを楽しむ場の保全・創出に取り組み、自然を生かした交流の場としての活用を図ります。

変わらない美しさのある農山漁村の風景の継承

山間地では、背景の山なみと農地、赤瓦屋根の集落が伝統的な農山村の集落景観を形成しており、これらは地域のみならず市民にとって、懐かしさを感じるふるさとの景観です。また、漁業集落では、海と港と集落およびそこで繰り返される漁業活動とともに形成された生活文化を背景とする地域固有の景観が見られます。

農山漁村の景観は、第一次産業を中心とした生業とともにある景観であり、このような地域固有の景観形成には、地域産業の持続的な展開が不可欠です。しかし、これらの地域では過疎化・高齢化が進行しているため、地産地消など産業振興施策と連携するとともに、地域を越えたひとやモノ、情報等の交流・連携を図り、美しい農山漁村の風景の継承に努めます。

水と緑の潤いを身近に感じられる景観形成

市街地内を流れる榎野川や、山間を流れる阿武川と佐波川などの水辺は、生活に潤いを与えてくれる景観要素であることから、住民や来訪者が水辺の景観を楽しめるよう河川空間の整備に努めるとともに、河川周辺も含めた潤いある景観の保全・形成に取り組みます。

また、豊かな自然が身近にあることを生かし、周囲の山なみの眺めを日常的に楽しむことのできる視点場づくりや、河川や海辺において水辺に親しむことのできる場づくりなど、自然をより身近に感じられる公共空間の整備に努めます。



III

潤いと豊かさを感じられるまちなみを育む

北部の山間地、中部の盆地、南部の平地・干拓地という異なる地形条件をもとに、それぞれの地域において水と緑からなる豊かな自然景観を見ることができます。また、阿武川や佐波川、榎野川が流れ、それぞれの河川を軸とした潤いある景観を身近に見ることもできます。

これら豊かな自然と調和したゆとりや潤いを感じられるまちや田園の景観は、それぞれの地域において地域らしさを感じられる景観の一つとして多くの市民に親しまれており、水と緑とまちが調和した潤いと豊かさを感じられるまちなみの形成を図ります。

調和とまとまりのあるまちなみの形成

緑豊かな青垣の山なみに囲まれた市街地では、まちの背景として見える山の稜線と調和した市街地全体のスカイラインの形成や自然と調和した色彩の誘導等により、豊かな自然と調和したまとまりある市街地景観の形成を図ります。

また、市街地近郊では、山なみを背景に、農地と集落が美しい田園景観を織りなしており、周囲の自然と調和した開発の誘導等により、この美しい田園景観を保全するとともに、田園景観と調和した市街地の景観形成を図ります。

住み続けたくなる快適な住環境の保全・形成

美しい花や緑に彩られた庭、手入れされた生垣があるまちなみ、住民の日々の清掃により美しく保たれている道などは、住む人に快適さを与え、その住みやすさが地域の住環境としての価値の創出・向上につながります。

地域住民が良好な住環境のイメージを共有することで、地域コミュニティが維持・形成され、結果として地域ごとの魅力を高め、快適に安心して住み続けられる住環境の保全・形成につながると考えます。また、必要に応じて、地区計画や建築協定等の諸制度を活用し、快適な住環境の形成につながるきめ細やかな取組みを推進します。



広域的なシークエンス景観の保全・形成

市内の多様な景観は、道路や鉄道の移動に伴い変化する景観として、多くの市民は日常的な市内の移動や交流の中で目にしており、あたりまえに感じられる市内の魅力の一つとなっています。

なかでも、市内を南北に縦断する国道9号・国道190号や新山口駅から榎野川河口部を中心に南部を回遊できる県道、隣接市へと続く国道2号・国道262号といった幹線道路からの眺めや、景域間を結ぶJR山口線やJR宇部線、JR山陽本線といった各種鉄道からの眺めは、市民のみならず本市を訪れる多くの人々も目にするシークエンス景観として、道路・鉄道ルートからの見え方に配慮し、周囲に広がる自然や田園等と建物や屋外広告物等が調和した沿道、沿線の景観の保全・形成を図ります。

また、このような地域間を結ぶ交通ネットワークは、個々の地域の魅力ある景観を結ぶ交流ルートとして、わかりやすいサインの設置等、交流促進につながる取組みを推進します。

IV

歴史と文化の薫るまちなみをつくる

中心市街地周辺は、大内文化を今に伝える歴史的な建造物などの資源や祭りや風習などの文化、町割などの基盤が残されており、中心商店街と共存するかたちでこれまで発展してきました。周辺には古民家が点在しており、市民や専門家等の連携により、これらの古民家の再生および活用が図られ、大内文化の風情を生かしたまちづくりが展開されています。

地域の歴史や文化は、地域のアイデンティティを形成する礎であるとともに、地域固有の産業活動と一体となってまちづくりに活用することで、多くの人を訪れる交流機会の創出につながると考えられます。このような歴史や文化を背景としたまちの資源を生かし、地域固有の魅力と価値を高めることにより、地域の特性を生かした歴史と文化の薫るまちなみの形成を図ります。

歴史的なまちなみの保全・形成

中心市街地周辺には、大内氏により整備された町割や文化を素地とした歴史的なまちなみ、近代化とともに県の中核機能を担った近代的な建造物が残されています。また、萩往還や石州街道などの旧街道沿いでは、町屋等からなる風情あるまちなみが残されています。

これらの地区では、歴史的な建造物等の保全を図りつつ、歴史的な資源と調和したまちなみの保全・形成に取り組みます。



地域の文化や特色を生かしたまちづくりの展開

本市には港町として栄えた歴史を持つ居蔵造りのまちなみの阿知須地域の縄田地区や、八十八ヶ所霊場巡礼の文化が継承されている秋穂地域を中心とした地区など、地域固有の歴史や文化を素地とした景観が至るところで見られます。

これらは、地域らしさを継承する景観として、住民・事業者・行政が一体となって保全・形成に取り組むとともに、地域固有の魅力を高め、そこに住む人々が誇りと愛着を感じる魅力と活力あるまちづくりへの展開を図ります。



V

広域的な交流拠点となる市街地を創出する

山口市は、行政、商業、文化、教育等の高次都市機能が集積し、市街地立地型の湯田温泉や大内文化などの歴史資源を有し、社会的、経済的、文化的な活動の中心である“山口”と、広域交通網の結節点であり、業務機能を中心に新市街地の形成が進む“小郡”の2つの市街地を有しています。

これらの2つの市街地は本市の拠点性を有する地区であり、国道2号や国道9号などの広域道路網や、JR山口線、JR山陽本線、JR宇部線の鉄道によってつながれ、地域間の連携および交流を図る上での中心的な役割を担うとともに、本市の広域的な玄関口であることから、今後さらなるにぎわいの創出を図る必要があります。

文化と交流の市街地の創出

山口駅前から中心商店街、市役所周辺にかけての一带は、行政、商業、文化、教育等の高次都市機能が集積するとともに、大内文化に代表される数々の歴史的な資源が点在しています。中心商店街から湯田温泉街にかけては情報や芸術・文化面の交流を促進する地区として、山口情報芸術センターや情報発信業務施設等が立地し、また、古くからの歴史を有する湯田温泉街は、大規模な旅館や飲食店が集積し、商業活動の中心的な役割を担うとともに、県内屈指の宿泊拠点でもあります。

これらの地域の特性は市民だけでなく来訪者を呼び込む魅力であり、新たな文化の創造と交流の促進につながることから、にぎわいを感じさせる景観の創出を図り、地域の魅力の向上に努めます。



にぎわいのある交わり空間の創出

新山口駅は山陽新幹線やJR山口線、JR山陽本線、JR宇部線が乗り入れる交通結節点であり、周辺には中国道や国道9号、国道2号などが整備され、鉄道と広域道路網が結節する山口県の陸の玄関口でもあります。

駅北地区には多くの店舗や宿泊施設があり、駅南地区は広域交通の利便性の良さからホテルや事業所、集合住宅等が集積しています。2つの地区は歩行者・自転車用道路で結ばれているものの、回遊性に乏しく、駅北南の一体性が醸成されていません。駅北南の一体性の促進と憩いの場・交流の場としてのたまり空間の創出を図り、陸の玄関口にふさわしい風格とにぎわいを感じられる魅力ある景観の創出に取り組めます。



■ 推進方策

本市では、市民・事業者との協働による景観づくりの仕組みを整えとともに、景観形成を総合的かつ計画的に推進するための体制づくりに努めます。

市民・事業者との協働を支える仕組みづくり

地域の景観形成活動に対する支援

市民主体の景観づくりを推進する中で、景観づくり活動に対する技術支援等を含む助成や山口県景観アドバイザー制度の活用などにより、市民・事業者の景観づくりの活動を支援することに努めます。

景観づくりに関する情報発信

景観づくりに対する意識を高めるためには、まずは市内で見ることのできる多様な魅力ある景観に気付くことや、市民・事業者による景観づくりの取組みを知ることが重要です。ホームページや広報誌等を活用して、誰もが容易に景観資源や景観づくりに関する情報を入手できる環境を整備し、積極的な情報発信を行います。

景観写真展等の開催

市内の魅力的な景観を市民一人ひとりが共有できるよう、市民等を中心に景観写真等の募集を行い、(仮)景観写真展等を開催します。また、これらの開催を通じて本市の有する景観を市および県内外へ広く発信し、魅力ある山口市のPRを行います。

景観セミナー、景観シンポジウムの開催

市民や事業者の景観づくりに対する意識を高めるために、景観づくりの専門家や先行的な取組みを行っている地域の代表者等を招いた景観セミナーや景観シンポジウム等を開催し、景観形成に関する知識や情報を提供します。

景観教育、景観学習の実施

景観に関心を持ち、美しいものを美しいと感じることができるよう「景観を見る目」を養うことは、豊かな感性を持つ人材育成につながります。子どもの頃から、地域の歴史や文化を学び、景観を通して地域の魅力を感じることができるよう、教育機関や地域活動と連携しながら、景観教育や景観学習の機会を提供します。

表彰制度の活用

良好な景観形成には、市民・事業者による継続的な活動が重要な役割を果たします。地域の景観に配慮した建築物や工作物等、また、市民・事業者等が主体となった景観づくり活動を表彰し、これらを広く発信することで景観づくりへの意識の醸成、意欲の向上を目指します。

総合的かつ計画的な景観施策の推進に向けて

景観法を活用した景観形成施策の実施

景観法に基づく景観計画を策定し、地域の景観に配慮した建築・開発行為等を誘導するため、景観形成に関するルールを定め、良好な景観の保全・形成を推進します。また、景観計画区域内で特に良好な景観の形成を図る必要がある地区については、重点地区の指定を検討します。また、景観重要樹木や景観重要建造物の指定に関する方針を掲げ、地域の景観づくりに重要な地域資源の保全を目指します。

その他の制度を活用した景観形成施策の実施

景観形成には、景観法に基づく制度以外にも多様な制度が活用できます。都市計画法による土地・建物の利用に関する制度や、屋外広告物法に基づく看板やサイン等に関する規制・誘導方策、都市緑地法に基づく緑化の推進に関する制度、文化財保護法に基づく歴史的なまちなみや歴史的遺産の保存・整備など、多様な法制度を活用することにより、総合的な景観形成施策の推進に努めます。

景観に配慮した公共事業の実施

道路や公園、河川等の公共施設は、その整備のあり方が周囲の景観に影響を与える場合も多いことから、良好な景観形成に配慮した公共事業の推進に努めます。

複合分野での協力・連携

景観形成には、土木・建築・都市計画、農林漁業、教育、文化、観光などの多様な分野が連携し、景観の目標像に向けて一体となって取り組むことが必要です。景観行政を進めるにあたっては、これらの複合分野間での協力・連携が不可欠であり、景観形成に関連する庁内部局で構成された景観形成推進連絡会議を活用し、継続的な連携・調整を図ります。

景観形成に向けた体制づくり

専門的かつ多様な見地から審議する審議会等により、良好な景観の形成に向けた継続的な体制づくりに努めます。また、景観形成に関して多様な主体が協議を行う景観協議会や、景観重要建造物又は景観重要樹木の管理等を行う景観整備機構等の指定・活用を図ります。

■ 景観形成の役割分担

市民一人ひとりが景観づくりの担い手であることを認識し、市民・事業者・行政のそれぞれが役割を理解し、互いに協力・連携しながら、地域の景観を保全、創出、育成、活用し、将来に継承していくことが必要です。景観形成の目標像を市民・事業者・行政で共有し、協働のもとで、総合的かつ計画的な景観形成の推進を目指します。

